

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間

—学校保健安全法施行規則第18条・19条—

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS), 中東呼吸症候群(MERS), 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(インフルエンザ様疾患) (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し,かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで,または5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し,かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで